

監査公表第 506 号

京都市職員措置請求及び監査結果公表

地方自治法第 242 条第 4 項の規定により、標記の請求に係る監査を行ったので、請求文及び請求人に対する監査結果の通知文を次のとおり公表します。

平成 16 年 8 月 16 日

京都市監査委員	磯	辺	寿	子
同	今	枝	徳	藏
同	江	草	哲	史
同	藤	井		昭

京都市職員措置請求書

京都市職員措置請求書

請求の趣旨

- 1 京都市は、2003 年 8 月 25 日より、住民基本台帳ネットワークシステム（住基ネット）の第 2 次稼働の開始に伴い、希望する住民に対して、IC チップを組み込んだ住基カードを、1 枚当たり 500 円の手数料をとって交付することにした。

同市の説明によると、この住基ネットの第 2 次稼働及び住基カードの交付により、①住民票の写しの広域交付がなされ、②転出転入の際に、転出届を郵送により提出しておくことにより転出証明書が不要になるとのことである。

しかしながら、住民票の写しの広域交付については、住基カードによらずとも、運転免許証等の本人確認書類の提示をもって足り、また、転出転入の際の便宜についても、現在でも郵送による提出によって同様の便宜を得ることは十分に可能である。しかも、これらのことは住民の日常生活の中では、ごく稀にしか生じないものであり、住民へのサービスが大きく向上するものとは言い難い。

- 2 住基ネットの第 2 次稼働により、氏名・生年月日・性別・住所の他に、本籍・世帯主・続柄・介護保険などといった新潮に扱われるべき個人情報が住基ネット上を流れることになる。しかし、2003 年 9 月及び 11 月の 2 度にわたって長野県がおこなった安全性調査からも明らかなどおり、セキュリティに重大な危険性がある。
- 3 同市は、この住基ネットにかかる経費として、平成 12 年度から平成 14 年度までに 3 億 1200 万円以上を支出し、平成 15 年度には約 2 億 362 万円の予算を計上し、支出した。

さらに、住基カードの作成費用について見ると、調達経費・人件費・機器

使用料を要することから、手数料の 500 円では到底まかないきれないことは明らかであり、同市は住基カードを発行するごとに赤字になる。そのため、同市は平成 15 年度の住基ネットにかかる予算においては、内 3850 万円を住基カード代金として計上し、カード発行の赤字分を埋めるために支出した。

そして、同市は、平成 16 年度予算において、住基ネットの運用等のために、住民票発行等事務との合算で約 6 億 3684 万円を予算として計上している。前年度までの実績からして、内約 2 億円近くが住基ネットの運用等に充てられること、及び、内約 4000 万円程度が住基カード代金として、住基カード発行にかかる赤字分の補填のために支出されることは明らかである。

- 4 以上のように、住基ネットのメリットはほとんど無く、逆にセキュリティに危険性があるにもかかわらず、同市長が平成 16 年度予算において、約 2 億円近くの金員を支出しようとしていることは、明らかに費用に見合うだけの効果が得られないものであって、地方自治法第 2 条第 14 項及び地方財政法第 4 条第 1 項に反し、違法・不当な公金支出と言わざるを得ない。

また、住基カード代金として約 4000 万円程度もの金員を支出しようとしていることについても、同様に、違法・不当な公金支出と言わざるを得ない。

住基ネットの稼働や住基カードの発行を希望しない市民の負担のもとに、これらの公金を支出することは許されない。

- 5 よって、本件の違法・不当な公金の支出を事前に防止するために必要な措置、及び、すでに支払われている場合においては、その返還を求めるなど京都市の被った損害を補填するために必要な措置を取られるよう、地方自治法第 242 条第 1 項の規定により、別紙事実証明書を添えて必要な措置の請求をする。

京都市監査委員 御中

2004 年 6 月 16 日

請求人

住所 京都市中京区

氏名 大河原 壽貴

ほか 5 名

注 1 事実証明書の記載を省略した。

注 2 平成 16 年 6 月 18 日付けで、請求の要旨 2 中「新潮」は「慎重」の誤記であるとの上申書の提出があった。

請求人に対する監査結果通知文

監 第 59 号

平成 16 年 8 月 11 日

請求人 様

京都市監査委員 磯 辺 寿 子
同 今 枝 徳 藏
同 江 草 哲 史
同 藤 井 昭

京都市職員措置請求に係る監査の結果について（通知）

平成 16 年 6 月 16 日付けで提出された地方自治法（以下「法」という。）第 242 条第 1 項の規定に基づく京都市職員措置請求について、監査した結果を同条第 4 項の規定により通知します。

第 1 請求の要旨

1 京都市（以下「市」という。）は、平成 15 年 8 月 25 日から、住民基本台帳ネットワークシステム（以下「住基ネット」という。）の第二次稼働の開始に伴い、希望する住民に対して、ICチップを組み込んだ住民基本台帳カード（以下「住基カード」という。）を、1枚当たり 500 円の手数料を取って交付することとした。

市の説明によれば、住基ネットの第二次稼働及び住基カードの交付により、①その者が記録されている住民基本台帳を備える市町村以外の市町村で住民票の写しの交付を受けること（以下「住民票の写しの広域交付」という。）がなされ、②転入転出の際、転出する市町村に住基法（以下「住基法」という。）第 24 条の 2 第 1 項に規定する「付記転出届」をした場合は、転入する市町村に住基法第 22 条第 2 項で規定する文書（転出証明書）を添えずに転入届をすること（以下「転入転出手続の特例」という。）ができるとのことである。

しかし、住民票の写しの広域交付は、住基カードによらなくても、運転免許書等の本人確認書類の提示をもって足り、また、転入転出手続の特例についても、現在でも郵送による提出によって同様の便宜を得ることは十分に可能である。しかも、これらのことは住民の日常生活の中では、極まれにしか生じないものであり、住民へのサービスが大きく向上するものとは言い難い。

2 住基ネットの第二次稼働により、氏名、生年月日、性別及び住所のほか、本籍、世帯主、続柄、介護保険等といった慎重に扱われるべき個人情報住基ネット上を流れることになる。しかし、平成 15 年 9 月及び同年 11 月の 2 度にわたって長野県が行った安全性調査からも明らかなどおり、セキュリティに重大な危険性がある。

3 市は、この住基ネットに係る経費として、平成 12 年度から同 14 年度ま

でに3億1,200万円以上を支出し、平成15年度には約2億362万円の予算を計上し、支出した。

更に、住基カードの作成費用について見ると、調達経費、人件費及び機器使用料を要することから、手数料の500円では到底賄いきれないことは明らかであり、市は住基カードを発行するごとに赤字になる。そのため、市は平成15年度の住基ネットに係る予算においては、うち3,850万円を住基カード代金として計上し、住基カード発行の赤字分を埋めるために支出した。

そして、市は、平成16年度予算において、住基ネットの運用等のために、住民票発行等事務との合算で約6億3,684万円を予算として計上している。前年度までの実績からして、うち約2億円近くが住基ネットの運用等に充てられること及びうち約4,000万円程度が住基カード代金として、住基カード発行に係る赤字分の補填のために支出されることは明らかである。

4 以上のように、住基ネットのメリットはほとんど無く、逆にセキュリティに危険性があるにもかかわらず、京都市長が平成16年度予算において、約2億円近くの金員を支出しようとしていることは、明らかに費用に見合うだけの効果が得られないものであって、法第2条第14項及び地方財政法（以下「地財法」という。）第4条第1項に反し、違法・不当な公金支出であると言わざるを得ない。

また、住基カード代金として約4,000万円程度もの金員を支出しようとしていることについても、同様に、違法・不当な公金支出であると言わざるを得ない。

住基ネットの稼働や住基カードの発行を希望しない市民の負担の下に、これらの公金を支出することは許されない。

5 よって、本件の違法・不当な公金の支出を事前に防止するために必要な措置及び既に支払われている場合においては、その返還を求めるなど市が被った損害を補填するために必要な措置を執るよう、法第242条第1項の規定により、別紙事実証明書を添えて必要な措置の請求をする。

第2 監査の実施

1 請求人の陳述

法第242条第6項の規定に基づき、平成16年7月13日に請求人大河原壽貴から陳述を受けた。同請求人は本件請求の趣旨を補足する陳述を行った。その要旨はおおむね次のとおりである。

なお、同日、請求人鈴木堯も同席したが、陳述は行わなかった。

(1) 住基カードを不正に取得した者が逮捕されるという事件が、佐賀県で1件、千葉県で1件あった（なお、同日に新たな証拠として提出された新

間記事では「佐賀県」及び「福島県」で起こった事件が報道されている。佐賀県の事件では、先日、有罪の判決が出ている。このことから、いわゆる住基カード・住基ネットを中心とした、個人情報の保護は未だ不十分であることは明確である。

- (2) 住基ネットの第二次稼働から既に約 1 年程度経過した。この間、総務省では 300 万枚程度の住基カードの配布を予定していたが、実際には総務省の推計でも 80 万枚、民間（いわゆる市民オンブズマン等）の推計によれば 20～30 万枚程度の住基カードしか発行されていないのが現状である。
- (3) このような状況で、住基カード作成代金として、市が平成 16 年度に 1,000 万円以上の費用を支出することは、明らかに市民の税金の無駄遣いである。
- (4) 個人情報の保護に対しても十分な措置が執られないまま、今年度も住基ネットに関する予算で 1 億円以上の経費が使われるということが予定されている。これは明らかに市民の税金の無駄遣いであるとともに、市民の個人情報を保護するという本来あるべき京都市政の在り方からは大きく外れるものと言わざるを得ない。
- (5) 以上のことから、平成 16 年度の住基ネットに係る予算の支出を差し止めることを改めて求める。

この請求人の陳述の聴取の際、法第 242 条第 7 項の規定に基づき、文化市民局の職員（以下「関係職員」という。）が立ち会った。

2 請求人は、平成 16 年 7 月 13 日に新たな証拠の提出を行った。

3 関係職員の陳述及び関係書類の提出

関係職員に対し、関係書類の提出を求めるとともに、平成 16 年 7 月 28 日に陳述の聴取を行った。これらにより、関係職員が行った説明の要旨は、次のとおりである。

- (1) 住基ネットは、住民サービスの向上と行政の効率化を推進することを目的として、平成 11 年 8 月に改正された住基法等の法令に基づき導入したものであり、電子政府・電子自治体実現への不可欠な基盤となる公益上必要なシステムであって、市町村の区域を越えて住民基本台帳に関する事務の処理を行い、国、都道府県の行政機関等に対して氏名、生年月日、性別、住所、住民票コード及び付随情報（以下「本人確認情報」という。）を提供する全国規模のネットワークシステムである。

市においても、平成 11 年に公布された住民基本台帳法の一部を改正する法律（法律第 133 号、以下「住基改正法」という。）の施行期日が総務省令で平成 14 年 8 月 5 日と定められたことに伴い、同日から住民票に住

民票コードを記載するとともに、京都府（以下「府」という。）へ本人確認情報を通知する等を内容とする第一次稼働を開始し、平成15年8月25日からは、住民票の写しの広域交付、転入転出手続の特例、住基カードの交付を内容とする第二次稼働を開始したところである。

(2) 住基ネットは市民の負担の軽減とサービスの向上及び行政の効率化という効果がある。

ア 住基ネットが稼働したことにより、従来、各種の申請及び届出の際、或いは年金などの給付事務の現況確認の際に必要な住民票の写しの提出が不要になるなど、市民の負担の軽減が図られている。

また、住所地以外の全国どこの市町村でも住民票の写しの交付が受けられるようになるとともに、市外へ転出する際には、住基カードを提示することによって転入転出の手続が簡略化できるようになった。

更に、市民からの申請により交付する住基カードによって、窓口での厳格かつ迅速な本人確認が可能となったことによって、窓口での待ち時間の短縮が図られるとともに、写真が貼付された住基カードは、官公署が発行する公的な本人確認書類として利用することができるものである。

このほか、将来、住基カードを利用した証明書の自動交付や公共施設の利用予約など、市町村独自の利用方法を条例で定めることにより、多様なサービスを提供することも可能となる。

併せて、平成16年1月から利用が開始された公的個人認証サービスにおいて、住基カードは、現在、住基ネットから提供される情報を基とする電子証明書のデータを記録する唯一の媒体として、利用されている。

イ 市においては、住基ネットの第二次稼働以降、従来、転入転出の処理の際に市町村間で郵送によりやりとりしていた転入の通知が、住基ネットの通信回線を通じて行うこととなるなど、業務の効率化が実現されている。また、府及び指定情報処理機関（住基法第30条の10第1項の規定により、総務大臣の指定する者で、都道府県知事は住基法第30条の7第1項から第6項までに掲げる事務及び同法第37条第2項に掲げる資料の提供を指定情報処理機関に行わせることができる。具体的には財団法人地方自治情報センターが指定されている。）の各サーバに市民の本人確認情報が記録されており、災害時には住民基本台帳の一定のバックアップとしての役割を果たすこととなる。

以上のように、住基ネットは、稼働してからの年数も短く、現時点では住基カードが利用できる事務や公的個人認証サービスを必要とする電

子申請や届出を利用できる事務が限られていることから、住基カードの発行枚数も当初の予想に比べ下回っているが、関係機関の準備が整い、市民にとって利便性が向上すれば、広く普及するものと考えている。

- (3) 市での住基ネットに係る事業経費は、平成12年度に、住基ネットが導入されることによる既存の住民基本台帳システム（以下「既存住基システム」という。）に与える影響度調査に係る委託料が初めて予算化され、約1,500万円を支出し、同13年度は、既存住基システムの改修委託料約1億2,300万円を支出したほか、区役所、区役所支所及び区役所出張所（以下「区役所等」という。）の住基ネット関連機器の設置工事費など、合計約1億4,700万円を支出した。

第一次稼働を迎えた平成14年度は、住基ネット関連機器の賃借料約6,600万円のほか、既存住基システムの改修委託料約3,600万円など、合計約1億5,000万円を支出した。

第二次稼働を迎えた平成15年度においては、住基ネット関連機器の賃借料約6,700万円、既存住基システムの改修委託料約2,100万円、住基カード購入費約1,600万円（25,000枚分）など、合計約1億3,400万円を支出した。

以上のとおり、平成12年度から同15年度までの4年間における住基ネットに係る経費の支出額の合計は、約4億4,700万円である。

平成16年度は、住基ネット関連機器の賃借料約8,200万円、回線使用料約900万円など、合計1億1,700万円を予算計上している。

なお、住基カード購入費は、平成15年度に購入したカードの残数をもって充てることとし、予算の計上はしていない。

また、平成16年度は上記以外に住基ネットを含む住民基本台帳事務に係る住民基本台帳システムの保守管理に要する経費を総合企画局において、国民健康保険システム等、他のシステムの保守管理に要する経費と合せて予算を計上している。

なお、平成16年度は既に、住基ネット関連機器の賃借料1,899万8,028円を支出しているほか、区役所等への事務費として200万4,000円を令達している。また、総合企画局において予算計上しているシステム保守管理委託料は、他のシステムに係る分と併せて、4月分から6月分までを既に支出した。

- (4) 市では、住基カードの交付に当たり、手数料として、1枚につき500円を徴収している。

手数料の額の決定に当たっては、住基カードが市民に貸与するものであること、総務省が500円程度が妥当であると算定し、通知しているこ

と、多くの市町村が交付手数料を 500 円と定めていることとの均衡を図る必要があることなどを考慮した。

住基カードの発行に係る経費から交付手数料を差し引いた部分については、国からの財政措置として発行 1 枚当たり 1,000 円の特別交付税措置が講じられているほか、住基カード発行機器のリース料、セキュリティ強化対策費等について、同様の財政措置が講じられている。

したがって、住基カードを発行するごとに赤字分が発生するものではない。

- (5) 住基ネットにおける個人情報保護対策は、制度面（法令）、技術面及び運用面の 3 つの側面から対策を講じている。

まず、制度面では、都道府県及び指定情報処理機関が保有する情報は本人確認情報に限定され、本人確認情報の提供先や利用目的は住基法により明確に規定され、更に、関係職員等の守秘義務について通常より重い罰則が規定されている。

技術面では、専用回線を用い、回線を流れる通信データを暗号化しているとともに、指定情報処理機関において、不正な侵入を検出できるよう 24 時間体制で監視を行っている。その他にも、市では、不正アクセスを防ぐ仕組みであるファイアウォールを設置するとともに、操作者が端末を操作する際には、ICカードや暗証番号によって操作者を確認し、通信や操作者の履歴管理を行っている。また、住基カードについては、パスワードの照合を規定回数以上失敗した場合にロックが掛かる機能や ICチップを不正にこじ開けたりした場合に、ICチップ自体を自己破壊する機能が備えられている。

運用面では、本人確認情報の漏えいのおそれがある場合の緊急時対応計画を作成するとともに、セキュリティに関する諸規定を整備し、個人情報保護対策について職員への研修を行うことされている。

市では、住基ネットの回線と庁内LANとは物理的につながっておらず、万が一、庁内LANに不正アクセスが試みられたり、ウィルス感染が発生した場合でも、住基ネットに被害が及ばない安全なシステムとしている。また、個人情報の取扱いについて、京都市個人情報保護審議会（以下「個人情報保護審議会」という。）の承認を経るとともに、仮に他の市町村のシステムを通じての不正アクセスやウィルスの感染等の恐れが高い場合には、京都市住民基本台帳システム緊急時対応計画書（以下「緊急時対応計画書」という。）に基づき、既存住基システムと住基ネットとの接続を切断するなどの措置を講じることとしている。

第3 監査の結果

1 事実関係

(1) 住基ネットの構築の目的は、住基改正法の提案理由説明によると、「住民の利便を増進するとともに、国及び地方公共団体の行政の合理化に資するため、住民票の記載事項として新たに住民票コードを加え、住民票コードを基に市町村の区域を越えた住民基本台帳に関する事務の処理及び国の機関等に対する本人確認情報の提供を行うための体制を整備し、あわせて本人確認情報を保護するための措置を講ずること」とされている。

(2) 市町村においては、転入転出事務の効率的な処理が可能となったことにより、事務の負担が軽減され、また住民にとっては、住基カードの活用により転出時の窓口手続が不要になるなどのメリットがあるとされている。

(3) 平成14年8月5日から、住基ネットの第一次稼動が実施されたことに伴い、市町村から本人確認情報が通知されるようになった都道府県は、住基法別表第5に掲げる事務や都道府県が条例で定める事務を遂行するときなどは本人確認情報を利用することができるようになった。

また、住基法別表第1に掲げる国の機関又は法人（以下「国の機関等」という。）が、同別表に掲げる事務を遂行するときは、都道府県に対し、本人確認情報の提供を求め、利用することができるようになるなど、本人確認情報は、既にその利用が始められている事務も含め、今後264の事務で利用されることが予定されており、これまで、住民に求めていた住民票の写しの添付が不要となるなど、住民サービスの向上及び事務処理の効率化が図られることとなった。

なお、都道府県から国の機関等への本人確認情報の提供は、指定情報処理機関が行っている。

(4) 平成15年8月25日からの住基ネットの第二次稼動に伴い、次に掲げる事項が実施されることとなった。

ア 住民票に記載された氏名及び住民票コードその他政令で定める事項が記録された住基カードが希望する者に対して交付（貸与）されることとなった。

イ 住民票の写しの広域交付が可能となった。

住民票の写しの広域交付は、住基カードを所持していない者であっても、運転免許証や一般旅券などの官公署が発行した写真付きの証明書を提示することで住民票の写しの交付を受けることができるが、住基カードの提示により、短時間での処理が可能となる。

ウ 住基カードの交付を受けている者等については、転入転出手続の特例が可能となった。

- (5) 市町村長からその市町村を包括する都道府県の知事に通知される事項、都道府県知事から指定情報処理機関に通知される事項、都道府県知事が国の機関等や他の都道府県の知事などの求めに応じ提供する事項は、本人確認情報に限る旨が住基法に規定されており（住基法第 30 条の 5 第 1 項、同法第 30 条の 11 第 1 項、同法第 30 条の 7 第 3 項から第 6 項まで、同法第 30 条の 8 第 2 項及び同法第 30 条の 6）、また、都道府県知事が本人確認情報を利用できる事務についても住基法に規定されている（住基法第 30 条の 8 第 1 項）。

そして、都道府県知事及び指定情報処理機関は、住基法に規定するものの以外に本人確認情報を利用又は提供してはならないとし、本人確認情報の利用及び提供の制限が規定されている（住基法第 30 条の 30）。

- (6) 本人確認情報の提供状況については、都道府県知事（ただし、住基法第 30 条の 7 第 3 項から第 6 項に係る事務処理を指定情報処理機関に行わせる委任都道府県知事を除く。）又は指定情報処理機関は、毎年少なくとも 1 回、本人確認情報の提供状況について、都道府県の公報又は官報に掲載することにより、公告するとともに、一般の閲覧に供することとされており（住基法第 30 条の 7 第 8 項及び同法第 30 条の 11 第 6 項）、平成 15 年 8 月 14 日付け官報には、「指定情報処理機関における本人確認情報の提供状況に関する公告」が掲載されている。

- (7) 住基ネットについては、制度（法令）、技術及び運用の 3 つの側面から個人情報保護する対策が講じられている。

ア 制度面（法令）における個人情報保護対策

市町村、都道府県及び指定情報処理機関の各サーバに記録する個人情報と本人確認情報に限定するとともに、都道府県知事又は指定情報処理機関が本人確認情報の処理を行うに当たっては、本人確認情報の漏えい、滅失及びき損の防止等のために必要な措置を講じることとされている（住基法第 30 条の 29）。

また、都道府県及び市町村の職員又は職員であった者並びに指定情報処理機関の役員及び職員は、知り得た本人確認情報を漏らしてはならないとされている（住基法第 30 条の 31）。

総務省は、セキュリティ基準として「電気通信回線を通じた送信又は磁気ディスクの送付の方法並びに磁気ディスクへの記録及びその保存の方法に関する技術的基準」（平成 14 年総務省告示第 334 号）を策定し、市町村、都道府県及び指定情報処理機関並びに本人確認情報の

提供を受けた国の機関等に技術面及び運用面での個人情報保護対策を義務付けている。

イ 技術面における個人情報保護対策

個人情報の漏えい、改ざん、破壊、なりすましなど住基ネットに関して考えられる脅威に対し、システム、ネットワーク及び住基カードそれぞれについて、ファイアウォールの設置、通信データの暗号化、住基カードに組み込まれているＩＣチップの自己破壊機能といった外部からのネットワークへの侵入や情報の漏えいなどを防止するための対策が講じられている。

ウ 運用面における個人情報保護対策

指定情報処理機関は、「本人確認情報等管理規程」に基づいて厳重な安全確保の措置を図るとともに、「本人確認情報等保護委員会」の設置が義務付けられ、都道府県には本人確認情報の保護に関する審議会の設置が義務づけられている。

エ その他

住基カードの交付に際し、照会回答書方式（市町村から郵便により交付申請者に対して文書で照会した回答書を市町村の窓口へ持参し、確認する方式）による場合の窓口での本人確認の方法は、従来、回答書によって行うこととされていたが、総務省は平成16年3月2日付けで住民基本台帳法施行規則の一部を改正し、回答書に加え健康保険証などの証明書の提示を義務付けるとともに、必要に応じ適宜口頭で質問を行って補足する方法に改められた。

なお、本市においては、上記改正以前から、回答書に加え健康保険証などの証明書の提示を求めている。

(8) 市は、個人情報の取扱いについて、個人情報保護審議会の承認を経るとともに、緊急時には緊急時対応計画書により、住基ネットとの接続を切断することとするセキュリティ対策を独自に講じている。

(9) 住基カードのＩＣチップは、住基ネットに係る情報を記録する領域（以下「情報記録領域」という。）と独自利用に係る情報記録領域とに区分されており、独自利用に係る情報記録領域の活用については「市町村その他の市町村の執行機関は、住民基本台帳カードを、条例の定めるところにより、条例に規定する目的のために利用することができる」と規定されている（住基法第30条の44第8項）。

市においては、住基カードの普及状況及び費用対効果を踏まえつつ、市民サービスの向上及び行政の効率化を図るための方策を検討していくこととしているが、具体化されたものはない。

(10) 市における住基カードの交付枚数は、2,630枚（平成16年5月末日現在、以下本号において同じ。）であり、その交付手数料は京都市証明書等手数料条例別表第4において、1枚500円と定められている。

住基カードの提示による住民票の写しの広域交付の処理件数は、本市住民に対する他の市町村での交付の承認件数が590件、他の市町村住民に対する本市での交付の処理件数が853件である。

また、転入転出手続の特例により、本市で付記転出届の届出を受けた件数は9件、他の市町村で付記転出届の届出をした者が本市に転入した件数は7件となっている。

(11) 住基ネットに係る経費の支出は、住基ネットが導入されることによる既存住基システムに与える影響度調査に係る委託料として平成12年度に14,647,500円を支出したのを始めに、以降平成15年度まで以下に掲げる表のとおり経費の支出がされている。

なお、平成15年度分は決算見込額である。

ア 平成13年度

(単位：円)

項目	決算額	決算内容・金額
旅費	40,620	住基ネット等説明会3件
需用費	8,885,072	文具等 283,500 庁舎内部修繕工事費等 8,601,572
委託料	135,937,200	住基ネット外字作成 13,244,700 システム改善費 122,692,500
備品購入費	2,526,332	OAチェア 903,766 ファイリングキャビネット 87,920 収納用ワゴン 943,262 脇机 591,384
合計	147,389,224	

イ 平成14年度

(単位：円)

項目	決算額	決算内容・金額
賃金	1,644,973	臨時的任用職員賃金 1,644,973
旅費	206,580	住基ネット説明会等
需用費	6,305,456	オンライン出力帳票等 445,910 ポスター、チラシ作製 184,300 通知書 4,145,950 文具等 1,529,296
役務費	33,699,958	ポスター掲示料 1,790,040 住基コード通知書封入封かん 1,310,529 住基ネットお問合せセンター 回線使用料 49,684

項 目	決算額	決算内容・金額
		住基コード通知書郵送料 30,394,020 廃棄文書運搬 155,685
委託料	41,967,975	システム改修委託料 35,910,000 ポスター版下作成委託 84,000 住民票コード通知書作成委託 5,973,975
使用料及び賃借料	66,326,400	住基ネット機器賃借 66,326,400
備品購入費	45,360	保管庫 45,360
合 計	150,196,702	

ウ 平成 15 年度 (単位:円)

項 目	決算(見込)額	決算内容・金額
賃金	1,127,276	臨時的任用職員賃金 1,127,276
旅費	170,210	住基ネット担当者会議等 170,210
需用費	23,231,203	住基カード 15,677,550 ポスター、チラシ作製 259,350 オンライン出力帳票 522,895 端末消耗品等 5,675,376 専用用紙 202,092 文具類 311,097 配線改修工事 582,843
役務費	10,002,827	回線使用料 9,554,770 住基ネットお問合せセンター 回線使用料 63,057 郵送料 385,000
委託料	25,623,735	システム運用委託料 21,420,000 お問合せセンター業務委託 1,205,439 TDM委託 2,998,296
使用料及び賃借料	73,111,960	住基ネット機器賃借 67,351,200 カード発行機用端末賃借 4,326,000 カード発行機賃借 1,366,260 会場使用料 68,500
備品購入費	1,000,310	端末設置用ラック 75,600 保管庫 220,040 パーティション 613,320 公印 91,350
合 計	134,267,521	

(12) 平成 16 年度の住基ネットに係る経費の当初予算額は、次表のとおり 117,273,000 円であるが、システム保守に係る委託経費については、総合企画局において、住基ネット、国民健康保険システム等 7 つのシステ

ムの保守業務委託の予算（110,250,000円）の中に含める形で計上されている。

（単位：円）

項目	当初予算額	予算内容・金額	
賃金	1,200,000	臨時的任用職員賃金	1,200,000
旅費	200,000	住基ネット説明会等	200,000
需用費	14,040,000	広報物印刷	2,260,000
		文具類	10,253,000
		各種用紙、封筒等	1,323,000
		操作員用ICカード	204,000
役務費	10,170,000	回線使用料	8,570,000
		住基コード通知書郵送料	1,600,000
委託料	9,539,000	システム改修委託料	6,039,000
		カード発行機保守管理委託	3,500,000
使用料及び賃借料	81,524,000	住基ネット機器賃借	81,524,000
備品購入費	600,000	シュレッダー	600,000
小計	117,273,000		

(13) 住基カードは、平成15年度に25,000枚(15,677,550円)が購入されたが、平成15年度の住基カード交付枚数が2,197枚であったため、新たに購入する必要がないという判断から、平成16年度においては購入の予算は計上されていない。

2 監査委員の判断及び結論

- (1) 住基ネットは、行政機関に対する本人確認のための情報の提供や市町村の区域を越えた住民基本台帳に関する事務の処理を行うとともに、電子政府・電子自治体の構築の基盤とするために、住基改正法に基づき、住民の居住関係を公証する機能を有する住民票の記載事項に住民票コードを加え、この住民票コードを基に事務の処理を行うことができるよう、市町村、都道府県が共同してネットワーク化を図ったものである。
- (2) このようにして構築された住基ネットは、平成14年8月5日から市町村長から都道府県知事に、都道府県知事から指定情報処理機関に本人確認情報が通知されることとされ（第一次稼動）、平成15年8月25日からは住基カードの交付、住民票の写しの広域交付及び転入転出手続の特例が可能となった（第二次稼動）ところである。また住基カードに組み込まれているICチップは、市町村が独自に利用できる情報記録領域が設定されており、市町村がこれを活用して住民サービスの向上に役立てることができるようになっている。
- (3) したがって、市においては、市民の個人情報を保護するために、必要

な措置を適時、適切に講じつつ、住基カードの具体的な活用方法の検討を行い、市民サービスの向上につなげていく必要があるものとする。

- (4) ところで、請求人は住民票の写しの広域交付は住基カードがなくとも可能であり、転入転出手続の特例についても郵送により同様の便宜を得ることは可能であることから、メリットがほとんどないうえ、個人情報の保護の面で危険性がある住基ネットの運営費の支出は違法、不当なものであり、500円の手数料では経費を賄いきれない住基カードを発行することによる赤字を市民の税金で埋めることは許されず、これに係る経費の支出も違法、不当なものであると主張している。
- (5) しかしながら、第一次稼動により、住基法で規定されている都道府県又は国の機関等の事務などについて、本人確認情報が利用できるようになったことにより、市民も住民票の写しを区役所等の窓口で交付を受ける必要が少なくなり、市の業務の効率化が図られている。こうした事務は今後も順次拡大されることになっている。

また、第二次稼動により、住民票の写しの広域交付や転入転出手続の特例が可能になったことにより住民の利便性の向上が図られたほか、通常の手続による転入転出手続においても、これまで市町村間で郵送により行っていた通知が住基ネットを通じて行えるようになるなど、市の業務の効率化が図られている。

- (6) また、住基カードの発行の手数料は、総務省の見解や他の市町村等との均衡を考慮して定められたものであり、発行に要する経費については、交付手数料を差し引いた部分について国から特別交付税による財政措置が講じられているほか、住基カード発行機器の賃借料やセキュリティ対策費などに対しても同様の財政措置が講じられている。
- (7) 更に、本人確認情報の利用又は提供に関しては、法令上の制限が加えられているとともに、市町村、都道府県及び指定情報処理機関の各サーバ間や住基ネットと既存住基システム間などの必要な場所にファイアウォールを設け、厳重な通信制御を行うといった制度面、技術面及び運用面から様々な保護対策を講じることが義務付けられている。
- 市は、このような対策を講じるとともに、住基ネットと既存住基システムとをつなぐネットワークに専用回線を用いているうえ、仮に不正アクセスやウィルス感染の恐れが高い場合には住基ネットとの回線を切断する措置を講じることとしており、個人情報の保護に必要な措置を講じていることが認められる。
- (8) 以上のように、住基ネットは住基法等の法令を根拠に構築された全国規模のシステムで、国が示す基準に従って個人情報の保護対策も講じら

れている。

したがって、住基ネットの運営経費及び住基カードの発行に要する経費の支出に、請求人が主張するような法第2条第14項及び地財法第4条第1項に違反する違法、不当な点は認められない。

よって、請求人の主張には理由がないので、本件請求は棄却する。

(監査事務局第一課)